

平成29年第3回上里町議会定例会会議録第4号

平成29年6月9日（金曜日）

本日の会議に付した事件

日程第24 請願・陳情について

日程第25 議員の派遣について

日程第27 （意見書第11号）「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書（案）について

出席議員（13人）

2番 戸 矢 隆 光 君	3番 仲 井 静 子 君
4番 猪 岡 壽 君	5番 齊 藤 崇 君
6番 岩 田 智 教 君	7番 植 井 敏 夫 君
8番 高 橋 正 行 君	9番 納 谷 克 俊 君
10番 新 井 實 君	11番 沓 澤 幸 子 君
12番 高 橋 仁 君	13番 伊 藤 裕 君
14番 植 原 育 雄 君	

欠席議員（1人）

1番 飯 塚 賢 治 君

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局 長 宮 下 忠 仁 次 長 神 村 輝 行

◎開 議

午前9時6分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第24 請願・陳情について

○議長（納谷克俊君） 日程第24、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております請願第6号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、戸矢隆光議員。

〔総務経済常任委員長 戸矢隆光君発言〕

○総務経済常任委員長（戸矢隆光君） 皆さん、おはようございます。

総務経済常任委員長の戸矢隆光でございます。

今期定例会で当委員会に付託されました請願第6号 農業者戸別所得補償制度の復活をを求める請願の審査結果及び経過及び結果を報告いたします。

審査は、6月7日水曜日、午前11時40分から常任委員会を開催し、委員全員に出席をいただき審査をいたしました。

この農業者戸別所得補償制度は、平成22年度よりまず米生産者に導入し、平成23年度より麦、大豆など畑の作物生産者にも広がりました。この農業者戸別所得補償制度では、米に対する補償は生産調整への参加が支給条件ではありますが、定額部分と変動部分の交付金があります。定額部分としては、米生産者に標準販売価格と生産コストの差である10アール当たり1万5,000円が支給され、変動部分は販売価格が過去一定期間の平均販売価格を下回った場合に追加的に支払うこととされておりました。

しかし、この制度は、平成26年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7,500円に引き下げられており、さらに米の交付金制度に関しましては、平成29年度実施を最後に終了することであり、これらの状況を踏まえ、審査を行いました。

審査では、日本全体としての政策としての視点と実際に地域が抱えている農地、農業に対する現状や問題点などの視点から熱心に討論をいたしました。

また、農業を営む複数の委員からは将来の上里町における農業後継者の問題などに鑑み、必要な制度であるとの多数意見が出されました。

審査の結果、請願第6号 農業者個別所得補償制度の復活を求める請願については、採択と

決定いたしました。

以上で、総務経済常任委員会の審査結果並びに結果報告を終わります。

○議長（納谷克俊君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第6号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は総務経済常任委員会の決定のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時11分休憩

午前9時12分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加について

○議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただいま、戸矢隆光議員ほか4名から意見書第11号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第11号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）についての件
を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第27 意見書第11号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）につい
て

○議長（納谷克俊君） 日程第27、意見書第11号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意
見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

2番 戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光議員発言〕

○2番（戸矢隆光君） 意見書第11号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）
の提案理由、説明を述べさせていただきます。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が、これではつくり続けられな
いという状況が生まれています。

また、安い米の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況と
なっております。こうした中で、政府は農地を集積し大規模効率化を図ろうとしていますが、
この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成25年度までには、主要農産物、米、麦、大豆などの販売農業者に対して、生産に要する
費用と販売価格を基本に差額を交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の
再生産と農村を支えておりました。平成26年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米につ
いては10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家への離農が加速し、地域
が一層疲弊しています。

しかもこの制度も、平成30年度産から廃止されようとしております。これでは稲作経営が成
り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしま
うことは明らかであります。そこで、欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確
立することが必要だと考えます。

こうした観点から、当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と
地域経済、環境と国土を守ることを求めるものであり、この意見書への皆様方の御賛同をお願
いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第11号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議員の派遣について

○議長（納谷克俊君） 日程第25、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る8月2日、児玉郡町議会議長会主催である児玉郡町議会議員前期研修会に上里町議員を
派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議
会の議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（納谷克俊君） 次に、総務経済常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、
閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたの
で、これを報告いたします。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（納谷克俊君） 次に、文教厚生常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（納谷克俊君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（納谷克俊君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第3回上里町定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前9時20分閉会